経常収支	−15,861	6,077	1,597	−8,187
（対前年同月〈期〉比）	（355.2）	（−6.5）	（−87.6）	（—）
資本移転等収支	−58	57	−560	−561
直接投資	11,184	8,513	3,009	22,706
証券投資	−62,973	8,809	17,585	−36,579
金融派生商品	5,418	994	−502	5,910
その他投資	31,093	−26,829	−15,920	−11,657
外資準備	3,521	−5,805	−2,992	6,335
金融収支	−11,757	−2,708	1,180	−13,285
誤差脱漏	4,162	−8,841	142	−4,538

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産−負債）の増加、−は同減少を示す。

公告

諸事項

監査法人懲戒処分公告

下記の監査法人について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第３号の規定に基づき、平成26年７月８日付で、業務改善命令（業務管理体制の改善）及び平成26年７月10日から平成27年７月９日までの１年間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）の処分を行ったので、公認会計士法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成 26 年７月 17 日

金融庁長官　細溝　清史

記

法人名　清和監査法人
所在地　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館32階

工場財団

岩手県北上市本石町一丁目５番19号**北上ケーブルテレビ株式会社**の工場財団に岩手県北上市大通り二丁目62番地２大通り工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年７月 17 日

盛岡地方法務局花巻支局

有権者申出方

元当局所属公証人飯田敏彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 26 年７月 17 日　東京法務局

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 17 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年７月３日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　森宗　　崇　第6000156号
3　処分の内容　確認検査の業務の禁止６月
4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物の確認審査２物件において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第２項に該当するものとして審査を行ったが、同項の規定に適合しない（梁及び土台の材料として使用する製材の含水率が同項第１号イの規定に基づく昭和62年11月10日建設省告示第1898号第５号の規定に適合していない）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別物件の建築物において、法第20条の規定に適合しない（平成19年５月18日国土交通省告示第593号１号の規定により、法第20条第２号の規定に該当する建築物であるにもかかわらず、同号の規定に定める基準に適合しない）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 17 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年７月３日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　新屋　　始　第6000351号
3　処分の内容　確認検査の業務の禁止３月
4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、工作物の確認検査３物件において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条第１項第３号イの規定に基づく「遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成12年５月31日建設省告示第1426号）」第１第３号の規定により、シートベルト等及び手すり等を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しないことを見過ごし、確認済証又は検査済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 17 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年７月３日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　松本　三好　第6000413号
3　処分の内容　確認検査の業務の禁止１月
4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物の確認審査において、法第58条の規定に適合しない（本件建築物の北西角が、都市計画で定められた第一種高度地区における高さの限度を超えている）ことを見過ごし、確認済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第２８４号
東京都中央区八重洲２丁目６番17号
申立人　東京信用保証協会
本籍東京都世田谷区北沢４丁目16番、最後の住所埼玉県吉川市大字上内川349番地77、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日平成24年３月14日、出生の場所山口県下関市、出生年月日昭和25年２月９日、職業会社役員
被相続人　亡　山野　正人
事務所埼玉県越谷市南越谷４−１−12弁護士法人アームズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　善大
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２６年（家）第９００４６号
東京都葛飾区立石５丁目13番１号
申立人　東京都葛飾都税事務所長　裏田　勝己
本籍東京都葛飾区堀切５丁目４番地、最後の住所東京都八王子市川口町2757番地　協和病院、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成23年２月21日、出生の場所東京府東京市葛飾区、出生年月日昭和16年３月10日、職業不詳
被相続人　亡　相川　和義
事務所東京都調布市小島町２丁目45番地22ワイズビル301　調布くすのき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭
東京家庭裁判所立川支部

平成２６年（家）第４００４８号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目５番13号
申立人　成松　澄子
本籍横浜市港南区笹下１丁目118番地１、最後の住所横浜市港南区笹下１丁目９番２−302号　笹下台団地、死亡の場所横浜市港南区、死亡年月日平成26年１月２日、出生の場所東京府豊多摩郡代々幡町、出生年月日昭和２年３月２日、職業無職
被相続人　亡　中村　澄子
事務所横浜市中区常盤町１丁目１番地　宮下ビル２階
相続財産管理人　弁護士　高荒　敏明
横浜家庭裁判所

平成２６年（家）第４００２２号
横浜市港南区港南６丁目７番29号
申立人　鈴木ミナ子
本籍横浜市港南区港南６丁目2381番地、最後の住所横浜市金沢区並木３丁目18番７−302号、死亡の場所横浜市神奈川区、死亡年月日平成21年12月14日、出生の場所横浜市南区、出生年月日昭和35年２月28日、職業会社員
被相続人　亡　鈴木　　豊
事務所横浜市中区相生町１−15　第二東商ビル５階
相続財産管理人　弁護士　福田　盛行
横浜家庭裁判所